

お知らせ

今月は
国民健康保険税の納期です
問総合政策部税務課☎(57) 4 1 2 2

納付書（普通徴収分）の発送予定は、7月15日です。（納期は7月から翌年2月までの8回です。）

国民健康保険税

国民健康保険税（以下、国保税）は、私たちが病気やけがをした時に安心して治療を受けるための大切な財源です。

◎納税義務者

- ① 4月1日現在、またはそれ以降に野木町国民健康保険（以下、国保）の被保険者である世帯主
- ② 4月1日現在、またはそれ以降に擬制世帯主（世帯主は国保に加入していないが、その家族が加入している場合）である方

◎税額の計算方法

年税額Ⅱ均等割＋平等割＋所得割＋資産割
※課税限度額（医療保険分47万円、後期支援分12万円、介護保険分10万円）

◎賦課算定の対象年齢
医療保険分 0歳～75歳未満
後期支援分 0歳～75歳未満
介護保険分 40歳以上65歳未満

区分	課税標準	税率		
		医療保険	後期支援	介護保険
均等割	世帯内の被保険者数	一人につき 22,000円	一人につき 6,200円	一人につき 6,000円
平等割	一世帯一律に	一世帯につき 22,000円	一世帯につき 6,200円	一世帯につき 6,000円
所得割	前年中の総所得金額＋山林所得金額－33万円	6.4%	1.5%	1.3%
資産割	固定資産税額（土地、建物にかかる分）	33.0%	7.0%	4.3%

◎被保険者の異動届出

国保の加入・脱退には、自ら町住民課に届出が必要です。加入届出が遅れると、国保税をさかのぼって納めることとなります。また、脱退届出が遅れると、

いつまでも国保税が課税されます。ご注意ください。

◎所得の申告

所得の少ない世帯には、国保税の軽減がありますが、所得の申告が無いと世帯の所得状況が不明のため軽減が受けられません。必ず申告してください。

◎非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

この制度による軽減を受けるには申請が必要です。あてはまる方は税務課にご申請ください。詳しいことは、町ホームページをご覧ください。

※特別徴収（年金からの天引き）対象者となる方には、9月に「特別徴収税額の通知書」を送付します。

次の①～③すべてにあてはまる方が対象です。

- ① 世帯主が国保の被保険者となっている
- ② 世帯内の国保被保険者の全員が65歳以上75歳未満
- ③ 年額18万円以上の年金受給者で、介護保険料と国保税を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えない

家屋を建てたら連絡を
問総合政策部税務課☎(57) 4 1 2 3

町では、新築や増築をした家屋（住宅・店舗・工場・倉庫・車庫・物置など）を対象に、家屋調査を行っています。

この調査に基づき、固定資産税のもとになる家屋の評価額を算定します。

家屋を新たに取得したり、増築された方は、町職員が調査に伺いますので、町総合政策部税務課までご連絡ください。

調査が遅れると、固定資産税がさかのぼって課税になったり、評価証明の発行が遅れることがあります。

また、家屋の一部や全部を取り壊された場合にも、ご連絡をお願いいたします。

